

## 第二十八回

## 参議院農林水産委員会議録第九号

昭和三十三年二月二十七日(木曜日)午前十時四十五分開会

出席者は左の通り。

委員長 重政 康徳君  
理事 委員

柴田 栄君  
藤野 繁雄君  
清澤 俊英君  
鈴木 一君  
雨森 常夫君  
佐藤清一郎君  
田中 啓一君  
田中 茂穂君  
仲原 善一君  
堀 未治君  
東 隆君  
安部キミ子君  
江田 三郎君  
大河原一次君  
河合 義一君  
北村 暢君  
梶原 茂嘉君  
北 勝太郎君  
千田 正君  
北條 勝八君  
赤城 宗徳君  
瀬戸山 三男君  
齋藤 誠君  
本名 武君  
農林水産委員会審査官  
農林大臣官房長  
農林省農林經濟局長  
農林省蚕糸局長  
須賀 賢二君

水産庁長官 奥原日出男君  
事務局側 常任委員 会専門員 安樂城敏男君

本日の会議に付した案件

○農業協同組合整備特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第九〇号、内閣送付、予備審査)及び漁業制度調査会設置法案(閣法第六六号、内閣送付、予備審査)を一括して議題にいたしました。

まず、提案理由の説明を求めます。案について、その趣旨を御説明申し上げます。

○政府委員(本名武君) 農業協同組合整備特別措置法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

わが国の農業を振興いたすためには、農業協同組合の整備強化をはかる必要がありますことは、今さら申すまでもないところであります。従つて、政府といたしましても、農業協同組合の整備強化につきましては、鋭意努力を重ねて参つておるのであります。御承知のように、特に経営が不振な農業協同組合につきましては、すでに昭和三十一年度から農業協同組合整備特別措置法により、強力にその整備の促進をはかつってきたのであります。

ところで、本法により整備を行おうとする農業協同組合が整備計画を樹立しなければならない期限及び都道府県知事が農業協同組合に対し合併について協議すべき旨を勧告することができます。期限は、いずれも、昭和三十三年三月三十一日までとなつてゐる所以です。

一方、經營不振な農業協同組合の現状から見まして、本法を適用すべき農業協同組合の数を、当初より若干増加する必要があります。しかし、本法の

実施状況からいいたしますと、これらを改正する法律案(閣法第六四号、内閣送付、予備審査)及び漁業制度調査会設置法案(閣法第六五号、内閣送付、予備審査)を一括して議題にいたしました。

付、予備審査)、織糸価格安定法の一部を改正する法律案(閣法第六六号、内閣送付、予備審査)及び漁業制度調査会設置法案(閣法第六六号、内閣送付、予備審査)を一括して議題にいたしました。

まず、提案理由の説明を求めます。

案について、その趣旨を御説明申し上げます。

以上が、農業協同組合整備特別措置法の一部を改正する法律案の趣旨でござります。

政府は、第十九回国会において制定改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

以上が、農業協同組合整備特別措置法の一部を改正する法律案の趣旨でござります。

以上が、農業協同組合整備特別措置法の一部を改正する法律案の趣旨でござります。

以上が、臨時肥料需給安定法の一部を改正する法律案の趣旨でございま

す。

次に、開拓融資保証法の一部を改正する法律案の趣旨を御説明申し上げます。

総合的に施策を実施する考え方であります。

戦後の開拓事業も、ここに約十年余を経ましたが、政府といたしまして最も、この事業の達成のために多大の努力を払つております。また、開拓農家もそれを進して参り、その生産力も年々高まつてきております。

飼料、種苗等の購入に要する短期資金につきましては、農業手形制度の利用が困難なために、昭和二十八年七月開拓融資保証法を施行しまして、自後、中央及び地方に開拓融資保証協会を設立し、開拓農家の債務を保証し、農林中央金庫の資金の円滑な融通をはかって

しかししながら、開拓農家の営農の現状を見ますと、一部には入植後数年すでに既存農家の水準を越え、新しい農業経営の先駆者と認められる者もありますが、他面、不利な立地条件とたび重なる災害等のため、いまだに営農の基礎も確立できない不安定な開拓農家も少くないのです。

政府といたしましては、右の実情にかんがみ、今後の開拓者入植につきましては、開拓入植方式を刷新し、入植者の営農類型を改訂拡充しまして、これに基き、政府が各種の措置を講ずることとし、昭和三十三年度の新規入植はこの方針のもとに、ひとまず、當農の早期安定が確実と見込まれる地区において入植させることとし、その戸数は、二千五百戸にとどめる一方、既入植者の當農の振興に特に重点を指向し、第二十六回国会において成立を見ました開拓營農振興臨時措置法等に基きまして、開墾建設工事については、残るため經費を計上し、また、當農資金補助により、開拓地改良事業を実施するため既入植者に対する貸付金の大幅な増額及び債務条件の緩和をかかる等、

て参りましたが、さらに、三十一年秋より中小家畜等の貸付期間三年以内の中長期資金についても本制度にとり入れ、營農資金の拡充確保をはかつてきましたのであります。その後、この制度に対する開拓農家の加入も増加し、また、營農の進展に伴い、資金の需要も増大して参りましたため、現在の中央開拓融資保証協会の基金をもつてしては、開拓農家の債務保証の要望にこたえられない段階に立ち至りましたので、政府は、主として既入植者の營農振興対策の一環として、さらに、昭和三十三年度一般会計から三千万円を中央開拓融資保証協会に対し追加出资して、その保証ワクの増大をはかり、開拓農家の必要とする肥料・飼料等の短期資金及び中小家畜等の中长期資金の融通を一段と拡充円滑にし、もって開拓農家の農業生産力の発展と農業經營の確立を期待するものであります。

以上が、開拓融資保証法の一部を改正する法律案の趣旨であります。

次に、開拓者資金融通法の一部を改正する法律案の趣旨を御説明いたします。

開拓者が未開の開拓地に入植し、營農の基礎を確立するためには、必要な長期及び中・短期の資金を要しますことは、言を待たないところであります。

しかしながら、開拓者の営農の現状を見ますと、一部には、入植後数年で、すでに既存農家の水準を越え、新しい農業經營の先駆者となつたと認められるものもありますが、他面、入植後相当の年月を経ても、不利な立地条件や、建設工事の遅延その他やむを得ない事由により、入植當時目標とした當農の基礎を未だ確立できず、また、たび重なる災害等により、過大な負債のため、經營の基礎が不安定な開拓者が、少くないであります。

政府といいたしましては、このよくな既入植者の実情に照らし、極力各般の措置を講じ、特にその當農振興に力を注ぐことといたしておりますが、これがため必要な當農資金につきましては、まず、開拓者資金融通特別会計による貸付金の総額が、三十二年度は十九億円でありましたものを、三十三年度は二十八億円といったしました。そのうち、既入植者に対し融通する大家畜、農用施設、農機具等を取得または設置するための貸付金を、三十二年度の八億五千万円から、三十三年度は六億二千五百万円に、相当大幅に増額しまして、これによりまして、一般開拓者に対し、いわゆる中期資金を、おねね繼續して融資するほか、特に、

これによりまして、開拓當農振興臨時措置法に基き、振興計画が適切に立てられた開拓者に対しまして、この貸付を行ふとともに、別途行うこととなつております負債の条件緩和等の措置を、あわせ行いますと、おおむね五年後には、現在當農の安定のために、特別措置を講ずることが必要と認められる開拓者が、農業収入で生計費をまかない、自立安定した農家となり、さらについ進んでは、自後、自力により拡大再生産を続けることになると考えるのであります。

る法律案について、その趣旨を説明申上げます。

この法律案は、生糸の輸出の増進をはかるため、輸出適格生糸についての特別買い入れの制度を拡充するとともに、この制度による生糸の買い入れ及び保管の業務を行ひ日本輸出生糸保管株式会社を、法律に基く特別会社に改組して、繭価格安定制度の運営の円滑を期するための改正であります。

以下、法律案の内容についてその概略を申し上げますと、

第一は、生糸の輸出価格の安定をかけるため必要があるときは、輸出適格生糸について、一定数量の範囲内で、日本輸出生糸保管株式会社が買い入れ保管しているもののうち、所定の期間内に充り主から買い戻しの請求のないものについては、政府においてこれを最も低価格に保管に要する経費を加えた額で買い入れができる旨の規定を新たに設けたことであります。

次に、右の特別買い入れの業務を行ふ日本輸出生糸保管株式会社の事業の範囲及び同会社に対する政府出資等について規定するとともに、その業務の運営等について、所要の監督規定を設けることとし、その改正に伴い、現に存する日本輸出生糸保管株式会社を、

が、政府は、昭和二十一年度から開拓者資金通特別会計を設置し、新規入植者に対し、長期低利の基本營農資金の貸付を行うこととし、昭和二十七年度からは、新規入植者に対する右融資のほか、さらに、入植後三ヵ年以上を経過したいわゆる既入植者に対しまして、

開拓営農臨時措置法に規定する不安定な開拓者に対しましては、重点を置き、貸付額の増加及び償還期間の延長をはかりたいと考えております。すなわち、償還期間が、従来八年でありますましたが、特に、開拓営農振興臨時措置法の適用を受ける経営不安定の開拓者

しては、開墾建設工事につきまして、さらに事業を促進して、殲事業の圧縮化をはかるほか、開拓地内の土地改良事業に対し、新たに高率の補助を行う等の措置を講じまして、總じて、開拓地における營農振興に資しようと考えております。

以上が「開拓者資金融通法」一部を改正する法律案の趣旨であります。次に、繩系価格安定法の一部を改正する法律案について、その趣旨を説明申しあげます。

この法律案は、生糸の輸出の増進をはかるため、輸出適格生糸についての特別買い入れの制度を拡充するとともに、この制度による生糸の買い入れ及び保管の業務を行なう日本輸出生糸保管株式会社を、法律に基く特別会社に改組して、繩系価格安定制度の運営の円滑を期するための改正であります。

以下、法律案の内容についてその概略を申し上げますと、

第一は、生糸の輸出価格の安定をかけるため必要があるときは、輸出適格生糸について、一定数量の範囲内で、日本輸出生糸保管株式会社が買い入れ保管しているもののうち、所定の期間内に充り主から買い戻しの請求のないものについては、政府においてこれを量低価格に保管に要する経費を加えた価額で買い入れができる旨の規定を新たに設けたことであります。

次に、右の特別買い入れの業務を行なう日本輸出生糸保管株式会社の事業の範囲及び同会社に対する政府出資等について規定するとともに、その業務の運営等について、所要の監督規定を設けることとし、その改正に伴い、現に存する日本輸出生糸保管株式会社を、



ますが、あとで資料について御説明申し上げますように、この事業が非常に急速に伸びてきておりまして、今まで程度のことでは不十分である、そこで、少くとも金を預っておるのでありますから、責任準備金の積み立ての規定あるいは単位組合における共済事業にかかる会計を、他の事業にかかる会計と区分して経理する規定、あるいは共済事業を行なう連合会の財産の運用方法、そういうものについてはつきり法的な規定を置くことが、この際、必要である、こういうことで、この改正をお願いしておるのであります。で、ここにあります責任準備金は、省令案要綱でごらん願いますように、「省令の定め」ところにより、「積み立てなければならぬ」、「こういう規定になつております。その省令には、要綱でごらん願いますと、「責任準備金の積立」、同組合又は農業協同組合連合会が積み立てる責任準備金の種類及びその額の計算は、次の各号によるものとする。」ということを規定いたしてあるのであります。すなわち、積立部分を有する共済事業の種類——これは養老生命共済、建物更生共済であります——は、次の額の合計額、すなわち(1)共済掛金積立金、(2)未経過共済掛金、(3)特別危険準備金、(4)未経過共済掛金、(5)特別危険準備金、こうなつております。これの計算は、次の額の合計額、すなわち(1)共済掛金積立金、(2)未経過共済掛金、(3)特別危険準備金であります。今まででは指導要綱でやつておるのを、省令に規定して、

あります。

さらに、「財産の運用」、これは第十二条の五であります。運用については省令で「農業協同組合の財産で共済事業会計に属するもの及び農業協同組合連合会の財産は、次に掲げる目的以外の目的に運用することができない」、こういうことを省令で定めることになつております。すなわち一は「信用事業を行ふ農業協同組合連合会、農林中金若しくは銀行への預金又は郵便貯金」第二は「国債証券、地方債証券、政府保証債券又は農林中央金庫若しくはその他の金融機関の発行する債券の取得」三は「共済規程による契約者に対する貸付」これ以外には運用してはならない、こういうことを省令で規定しようとするとあります。これが責任準備金及び財産運用に関する規定であります。

第二点は、中央会の監査事業に対する協力規定であります。農業協同組合の現状とこれをめぐる客觀的な情勢を考えますと、その組織及び事業運営の刷新強化をはかることが大切であります。さしあたり協同組合の内部における事業監査機能を拡充しようとするのであって、このために三十三年度予算において農協中央会の監査事業に対する補助金約二千万円計上しております。これに伴つて、法的にも中央会の監査事業開闢の規定を整備することもに、監査実施の手続を明確にしようとのほかに、検査によって組合の事業の運営を向上していくこうというのがねらいであるから、やはり受検の組

合の協力は絶対必要であるから、そういう事項に関する規定もこの法律で明らかにしよう、こういうわけであります。法律の条文関係の説明は以上であります。配付資料について若干補足的な説明を申し述べます。

農業協同組合の行なっている共済事業には、資料の第一ページの表でごらん願うと、養老生命共済、建物更生共済、農家建物火災共済、団体建物火災共済、職員退職共済、自動車共済、輸送共済、こういう種類の共済事業を行なっております。おもなものは生命共済と建物の共済であります。との職員退職共済あるいは自動車共済、輸送共済などは、普遍的ではないのであります。

このやり方は、単位組合、県共連、全共連のいわゆる三段階によつて行われているが、その事業の内容は、原則として単位組合は元受、県共連は再共済、全共連は再再共済の機能を果しております。その共済事業を行う組合の数は、単位組合が九千六百四十六、これは三十二年三月末現在。それから連合会は四十六、これは大阪だけができるないが、ほかは全部できております。全国は一本、こういうことになっております。

それからその次のページの養老生命共済は、共済契約者たる組合員から、共済掛金の支払を受け、被共済者につき、一定期間、五年、十年、十五年、二十年、二十五年、三十年内に生じた死亡及び当該一定期間の生存を事故と同一であります。共済金額は、一契

約当り一万円より百万円までとなつてあります。建物更生共済は、共済契約者たる組合員から共済掛金の支払いを受け、共済契約者またはその親族の所有しましては管理する建物または建物内に収容されている動産であつて、共済契約者またはその親族の所有し、または管理するものにつき、一定期間内に生じた火災及び当該一定期間の耐存を事故として共済金を交付する事業であります。これは、一契約当り五万円から百円になつております。

その次は、建物火災共済であります。これは、やはり共済契約者たる組合員から共済掛金の支払いを受け、共済契約者またはその親族の所有し、または管理するものについて、一定期間、これは短期間に生じた火災を事故として共済金を交付するのであります。これもやはり、一万円から百万円までになつております。

それから、団体建物火災共済、これは共済契約者たる会員、すなわち組合会等の団体であります。それは、一契約につきまして火災事故について共済金を払うのであります。これは、一契約について五万円から三百万円、これは団体の建物でありますから、ほかは百万円が最高であります。三百万円を最高にしておるのであります。こういう種類のものをやつておるのであります。

あと、自動車共済とか職員退職共済その他ありますが、これはほとんど活発にやつておりますので、内容は省略しております。

そこで、実績を見ますと、その次の表をご覧願いますと、二十七年から三十一年までの実績を掲げてあります。相当急速に伸びてきておるのであります。

それから共済事業を行なう連合会の財務の内容であります。五ページの第四に書いてありますが、共済事業を行なう連合会の財務の内容については、次の通りであります。つまり、単位組合は、共済責任のすべてを共済事業を行う連合会に再共済させておりまますから、共済事業の財務の状況は連合会の財務の状況と同じと見てもらえばいいのでありますから、連合会のやつを出しておるのであります。すなわち七ページの表を見ながらお聞きを願いたいと思うのでありますが、資産の総額は三十二年三月三十一日現在で百三十九億になつております。三十年度末では六十八億でありますから約倍にふえておるのであります。このうち、預金が百十五億、有価証券が二億、両者の合計が百十七億になります。それから資本、負債の項目で見ますと、支払準備金が一億五千で、責任準備金が百二十四億ということになつております。これも前年に比べますと、急速に伸びておるのであります。

以上が、共済事業の内容についての資料の説明であります。

協同組合の監査事業の資料が第九ページ以下に載つておりますが、これは協同組合に監査士といふものを使いておきまして、そうして自己監査をやっておるのであります。監査士は「農業協同組合監査士の選任資格を定める省令」これは昭和二十九年に出しておりますが、それによりまして、資

格試験合格者、あるいは無試験資格認定者という者で、一定の経歴のある者から無試験で中央会で認定している、この二つの種類があるのでありますて、その実際の人数は資格試験合格者が百六十五人、無試験資格認定者が三百五十二人で、五百十七人の資格者がありますて、その中から二百八十五人が現在選任されております。

中央会の監査の実績でありますと、

行います。まず、質疑に入ります。御

質疑の向きは御質疑を願います。

この二つの種類があるのであります。それで、その実際の人数は資格試験合格者が百六十五人、無試験資格認定者が三百五十二人で、五百十七人の資格者があります。その中から二百八十五人が現在選任されております。

中央会の監査の実績であります。が、全国中央会の監査は、監査士が三十二年に四人おりまして、これを補助する者十一人、合せて十五人で二十の組合を監査しております。都道府県の中央会の監査の状況は、監査士が昭和三十一年で三百八十一人であります。それには補助者三百三十八人、合せて六百十九人が二千三百三十五の組合を監査しておるのであります。この事業をさらに推進しようと、こういうふうに考えておるのであります。

以上、簡単であります。が、終りま

午前十一時三十七分速記中止  
午後零時二分速記開始

○委員長(重政庸徳君) 委員会を再開  
午後一時五十四分開会  
いたします。

質疑の向きは御質疑を願います。

○東隆君 この協同組合法の改正を通して、この中に属れておる問題は、協同組合に課税をするという問題なんですね。協同組合の事業に課税をするということを常に主張をいたしておりますので、その立場から伺いたいと思いますが、日本における以前の産業組合その他に対しても、これは協同組合そのものが利潤を追求しない仕事であるために、おそらく協同組合の発足以来、協同組合の事業そのものに対する利益、そういうようなものはないのではないかと、従つて、それに課税をしなから、従つて、それに課税をしない、こういうのが、これが基本の原則で、世界的にそういうことが行われておったと思うのです。それが第一次歐州戦争、ああいうようなものを契機にして、協同組合に対する課税が認められた。こんなよくなことになつて、日本においてもそういうような先例に従つて税金をかける。こういうよりなことになつてきて、そうして現在に至つては、利潤を追求しない、しかも民主主義的な経営をやつておるところの協同組合の事業に対して課税をする。こういうことが平氣で行われておる。こういうのが現状だらうと思うのであります。従つて、協同組合法に強制規定があるなしにかかわらず、当然協同組合の事業に対して免除をするのが、これが本来からいって正しいことだとこういふふうに考へておる。その点はどういふふうにお考へになつてい

行います。まず、質疑に入ります。御

○政府委員(渡部伍良君) 産業組合時代當時と現在の協同組合法との課税の状況が御指摘の通り違つてきております。しかし、これは世の中の経済機構なり、経済組織の変化からですね、お説のように、協同組合そのものについて頭から譲税をしてはならないといふ説を通ってきてない実例があります。しかし、これはやはりこの協同組合の本質からいって、協同組合が一般株式会社等のごとく、資力のある者が寄つて、その資本によつて利潤を獲得する、こういうものとは違つた本質を持つてゐるような気がいたします。課税上の相当程度の差をつけることがいいということは、これは大多数の人々がそう考へるのじゃないかと思ひます。そりしますと、結局どの程度の差をつけるべきじゃないかといふうに申上げましたその当時の経済事情ど申上げましたその当時の経済事情なり、経済組織、経済機構のもとで考へられるべきじゃないかといふうに考へられるのでござります。現在法人税あるいは所得税、登録税、印紙税あるいは地方税等につきましても相当程度の差はついておりますが、先ほどから申し上げますように、協同組合は、資力のある者もない者も一緒にになつて、相互扶助、共存同榮のために組織しておるんですから、もつと安い方がいいんだと、われわれはこういふふうに考へております。

○東隆君 この共済関係の積立金そのものの内容ですね、これは、利潤を追求するために積み立てておるのかどうか、こういう問題ですね。これは決して利潤を追求していない関係で、か

えって、大蔵省の方から考えてみてみると、積み立てをする、安全な経営をする、こういうふうなことから考えて、当然、こういう種類のものは、協同組合がやる場合には、免除をしなきやらぬ、こういうことは当然に考えねばならない。そういうよな場合に、農林省の考え方と大蔵省の考え方との間に非常に大きな食い違いがある。ただいまの非課税の原則といふのを農林省が堅固に支持して、そして大蔵省と話し合いをする、こういうことによつて、この問題は当然解決しなければならぬ問題ではないか。あえて法律を直さなくとも、こういう種類のものは当然免税されるべきものである。こういうことが確立されていかなきやければならぬ問題ではないか。ある協同組合の法律には強制規定があるから、そこで免税をする。これらよりも長い歴史を持つてそしてやつておるところの協同組合は、強制規定ではない、そのため課税をする。こういう考え方があるが、協同組合そのものの本質に立つて折衝をしないところにきておるのじやないか、私は、こういうふうにも考えるわけです。私は、そういうよな点で、協同組合そのものの考え方を、大蔵省にはつきりとつ今回この機会に植え付けておかなければいけない、これは将来いろいろな問題が起きてくると思う。単にこればかりじゃなくて、あらゆるものにこういうよな規定をしなければ税金を取ると、いろいろよなことになつて、協同組合がこれから、組合員のためにやるとこらの仕事は、各般の仕事がある。それが進んでいけば進んでいくほど、強制規定がなければやつていけないと、こういうよな形になつていつて、そして

本来の民主主義の機構であるところの協同組合の中に、強制機構を持つてゐることによって、協同組合そのものを非民主的なものにしていくおそれがあるにあります。そこで、組合員の総意によつて決定をして、そしして、利潤を追求しない、こういう原則のもとに立つておるんですから、こいつを、法律を、あまり民主的な機構をこわさないような形でもつて当然免税されるべきものであると、こういう形に持つていかなきやならぬ。そういう点を、農林省の方は頭の中に入れてやつていかないと、常に仕事をすればするほど、そいつに今度はからんだけで、そろして税金を取り上げられる。これは、営利を目的とした仕事と全然違つて、そろして、しかも、今回の場合のこれなんかは、積み立てをする關係にも非常に好影響を及ぼすものである。そういうようなもので、これは当然もう免税をさせるべきものなんですから、だから、そういうよくな場合に、規定を持つていかなければ免税にならぬと、そういうよくな考え方方は、これは協同組合といふものの本質が、税を取る方の側にはつきりしていらないということなんです。私は、その点を強力に、一つこういうよくな機会に、推し進めていく必要があつる、こう考へるんですが、その点はどういうよろにお考へですか。

○政府委員(渡部重吉) お説の通り  
でありますて、一方からいいますと、  
各種の税金は、各種のそれぞれの法律  
に基いて規定されております

第八部 農林水產委員會會議錄第九號 昭和二十三年二月二十七日

から、その中に、特別規定で落すといふことにならなければ、今のお話の本質論から、すぐは免稅ということは出できませんから、どうしても、こういう法人にはこれこれの税金は課すべきでないということを明確にする意味において、今度も法人税法の対象として法人税法によつてかける法人から脱落さず、その目的で法律を改正しておるのでありますから、今後も引き続いて協同組合の本質、それに対する税法上の取扱いについては、私の方でも努力していくたい、こういうように考えております。

益配当の分について、事業分量割の部分については譲さない、それだけありますて、そのほかに、たとえば、法人税についてはどうする、所得税についてはどうする、人税についてはどうする、人税についてはどうする、所得税法等で特例がまた別途にそれぞれの法律で置かれておるわけあります。その六条の分は、今の利益配当に相当する部分だけのことになりますから、ほかにたくさん税がありますから、それぞれ、たとえば、印紙税法等では、組合の発する出資証券、貯金通帳、積金通帳、積金証書、そういうものとか、あるいは組合または連合会の発する貯金証書で記載金額三千円未満のもの、あるいは系統組合及び連合会相互間の受取書、農業倉庫証券、そういうものは印紙税法で印紙税を課さない、同様な若干の例外が登録税もありますし、所得税にもそれぞれるわけです。この積立金の今度の改正の裏にある法人税を免除しようといふのは、お話をよろしくお元来これにかけるのはおかしいのですが、しかし、税の建前から、税の方で、そういうものをかけないといわなければ、性質上、取らなきやいかぬ、取らなければ、何といいますか、税務担当者は法律違反になるわけです。税務担当者は法律違反になるわけですから、法律違反にならないようにするには、法人税法の施行規則の中で、これはかけないのだということがいえるようにしておかなければならぬ、それをなぜ早くやらなかつたのか、こういうのであります。が、御指摘のように、もつと早くやるべきであったのですが、ありますが、これは先ほどお話をありますて、協同組合について、もつとはかかるのところにも改正すべき点があるの

ではないか、一緒にしたらどうかといふことが第一点と、それから協同組合の共済事業そのものに、先ほど私が説明したときに、もつと法的な規制を——たゞ、一般的な保険では、保険業法がありまして、これは非常にたくさん人の金を預って管理するのでありますから、その管理からうまくなければ、関係者に非常な迷惑を及ぼすのでありますから、当然その管理についての規定があるへきだ、これも今準備中であります。金額が少いときには、たとえば、先ほども申し上げましたように、積立金がまあ百億をこしておられます。それは前年に比べて約倍になつております。三十二年度ではおそらく二百億、やはりことしの倍くらいになるのではないかと思います。そろしてきましたと、小さいときであれば、この積立金の運用についても、相当の利回りに運用ができるわけですが、それががたくさんになつてくれれば、運用もむずかしくなつてくる。これの管理について、はつきりした規定を置きたい、こういうので準備しておるのであります。が、その法的規制は、当然これを直そうとしておつたのであります。それが手間取つておりまして、相当膨大な規制法律になりますから、それを待てない。この分だけは、予想以上に積金がふえてきておりますから、早く税金の対象から除外してもらいたい、こうなるのであります。大体ことじだと三千万円くらいの免稅額になる予定でありますから、相当の金額になるわけであります。

業、その趣旨からいえば、共済事業なんですねから、もちろん営利を目的としている。税の減免措置といふものが当然なされることが、理由としては成り立つものであったということですが、それが今日まで問題にならなかつたと、いうのは、その発足当初からいつて、その額そのものが大した額にもなつておらなかつた、そういう点もありましようし、今ようやく三千万ぐらいに税額がなつておるということで、すみやかに減免措置をやることが当然だつたと思うのですが、法律の不備からこういうことがあつたと思うのですが、今仰せられましたように、いろいろほかの面についても検討を要するところがあるようになりますから、私は、非常に政府としては、これはやはり問題が水産協同組合の場合には、初めから除かれておつた問題で、それとのバランスからいっても当然早く考えられるべきで、今まで出なかつたということは、非常に怠慢であったのじやないか、こういうふうに思うわけです。

れは長期の資金に当然運用していくかな  
ければならぬ筋合いのものである。こ  
れは農業保険が日本に一番初めに到来  
したときにペー・マイエットなんかが  
強力に主張をしておったことであつ  
て、農村金融のおそらく中心になると  
ころのものは、農業保険を通して長期  
の資金が得られ、この資金を十分に農  
村に還元をして、そうしてこれを生か  
すことによつて、初めて農村金融とい  
うものは完成をするものである。従つ  
て、早く農業保険をやるべきである、  
こういうのがペー・マイエットなんか  
の明治二十年代ごろにおけるところの  
強力な主張であつたのです。ところ  
が、それが行われないでずっと続いて  
おつて、日本では保険事業といふもの  
はことごとく營利事業でなされてき  
た。従つて、農村には長期資金を蓄積  
するところの機関が一つもなかつた。  
そうして財政投融資というよくな 관係  
でもつて預金部資金が流れたりなんか  
して、辛うじて長期資金をまかなつて  
おつた。そのため農村は資本的に蓄  
積が一つもできなくて、そうして常に  
経済界の変動によつて苦しめられてき  
た。こういうのが、私は日本の農村の  
姿であると思う。従つて、この共済事  
業によつて蓄積されるところの資本と  
いうものは、当然農村に還元されるべ  
きものである。ところが、今お考えに  
なつておるところの財産の運用のやり  
方は、非常にそういうようなものとは  
かけ離れた考え方になつておる。單に  
安全ばかりを考え、そして農村に  
これが還元されていかない。ただ中金  
の余裕金として存在をすると、あるいは  
國の債券や地方債券、そういうような  
ものに固定されて投資をする。農村の

住宅の建設もできないし、土地改良も根本的にやれないし、それから農村におけるところの病院の建設なんかはできないと思う。厚生事業を進めていくために資金を借り出そうとして、も、なかなかこれは容易じやない。しかし、こういう積み立てられた資金こそ、農村厚生事業に投資してもいい資金じゃないか。あるいは農家の住宅を建設するためにこの資金を使っても、そして考え方によれば、この積み立てられた資金というものは、これは金利といふものを、見ようによつては非常に安い金利のものに使えるところの原資金になるわけです。ところが、この考え方からいけば、これは単に預金として、その金利だけを利用するというような形に、これがなつておるため、共済事業をやるところの本来の大きな目的から、これは非常にそれでしまら。このやり方を、従つてもう少し道を開いて、たとえば農家の住宅を建設する資金のためにこれは使うことができるのだ、こういふふうにすれば、結局いい住宅に入れば衛生方面もなにいたしますし、それから生命が延びれば共済料金もたくさん入つてくる、拡大させていくわけです。火災関係の問題にしても、りっぱな家をこしらえて、不燃質の家をこしらえれば、これは火災にからんで済む。そして、しかも安い保険料でもつてやつて、こういふうに規定をするのは、これは農村の資金として、しかも長期資金として非常に重要なものを、それを變な方面にみんな使わなければならぬ、こうふうに規定をすると、これは農村金融本来のものを忘れてしまっておるところのやり方である。こういふよ

うに考える。この  
お考えですか。

の處はどく、かうかうに

財産を保護する。その積み立てた金は、もっと長期に農業生産を拡大する

ないのじゃないか。しかし、あの仕事は非常に大切な仕事ですから、その方

のであります。私は、この機会に、農業協同組合及び農業協同組合連合会に

お考えですか。この点はどういうよろこび  
指摘の点は、この制度ですね。非常に重要な問題じゃないかと思います。私も  
も、考え方によつては、共済の目的を達すれば、この積立金は無利子で貸  
していいのじゃないか。安全に返つ  
てくるならば。ところが、御指摘のよ  
うに、共済の目的と、その積立金を利  
殖してその積立金をまた配当する、こ  
ういうふうに二重に使つてることにな  
つてゐるのです。現在。ところが、  
また別の方面からいいますと、現在ま  
では金が比較的少いでですから信託に預  
け、中金に預ける。これはほとんど現  
在までは百二十四億のうち百十五億は  
系統機関の預金になつております。有  
価証券その他わずか二億くらいになつ  
ております。これぐらいの金ならば、そ  
れで運用ができると思う。これが二百  
億になり五百億になるということにな  
ると、もう中金なり信託でも、そういう  
う金を預つて、現在のように六分五厘  
とか七分で預つてはくれなくなる、當  
然。従つて、これを御指摘のような農  
業生産の拡充の長期的な運用の方に向  
けなければならぬということは、わ  
れわれもかねてからそういうことを國  
係者で相談して、ぜひそういう方法を確  
立したらしいじゃないか。また別の議論として、これを長期に運用す  
るとすれば、現在農林漁業金融公庫に  
預けて、農林漁業金融公庫の一つの長  
期資金として運用してもいいのじゃない  
か、いろんな案を今検討しております  
。しかし、根本はどうしてもこの積  
立金を有利に利殖して、そこでもうけ取  
るという考え方をやめて、共済でそ

財産を保護する。その積み立てた金は、もつと長期に農業生産を拡大する方向に用いるべきである。この方向は私ども全く同感であります。どうしてもそうしてもらはなければいかぬといふので、今関係者で案を練っているのであります。ただいままでの、たゞいま省令案としておりますのは、「共済規程の規定による契約者に対する貸付」、この中で一応やればできることになるのでありますけれども、もつと何と申しますか、根本的にそういう制度を、この共済事業の中で打ち立てていく必要がある、こういうふうに考えております。

ないのじやないか。しかし、あの仕事は非常に大切な仕事ですから、その方面に融資をする、こういう道を一つ、何らかこの際、開いておかなければいかぬ、こういう考え方ですが、この点、一つどう いふるにお考えですか。

○政府委員(渡部伍風君) これはもうすでに議題になっているのでありますて、今まではこの金は系統預け、国債、それから有価証券ということで、今お話をいたしましたように、ほとんど全部が系統預けになつております。それを、お話をのように、組合員に還元する方法で、直接信託を通せずに、この共済の単位組合から流した方がいいのじやないか、こういう意見が出てきておりました。私は、拡大的にやつた方がいいといひので盛んに中で議論しているのであります、ただ、今程度の金額であれば、二百億ぐらいではあります、全く系統預けやつた方が安全確実じやないか、こういう意見の方が現在のところ強いのであります。しかし、お説は私全く同感でありますから、今度の省令をきめるときには十分そういう点も取り入れまして、ここにお配りしている省令案の、この内容について、十分そういう御意見が実現できるような方向で考え方であります。

○藤野繁雄君 多年の懸案でありまして農業協同組合及び農業協同組合連合会が行う共済事業の責任準備金の積み立て義務の法制化について、今回ようやく政府から法律の改正が提出されましたに至りましたことは、おそきにすぎないが、あるうみがあるのであります、この点については、政府の労を多とするも

のであります。私は、この機会に、農業協同組合及び農業協同組合連合会に關して、諸般の事項にわたつて問題を究明し、政府の所見をただし、その善処を求めるのであります。が、責任準備金を積み立て義務の法制化は、法人税の取扱い等との関連において急を要し、従つて、この法律のすみやかなる成立が要望されておりますので、農協の基本的な問題に関する審議は他の機会に譲ることといたしますが、ただ一言、本法案成立の上は、特別危険準備金は、他の例に見るよう、所得の計算上損金に算入するよう取り扱われるものと期待し、その実現方について、農林当局の善処を求めるものであります。この法律案の提出までの経過から考えてみますと、農林政務次官は大蔵政務次官と十分な検討がなされておるのでありますから、この点について、農林政務次官の決意を承わりたいと思うのであります。



出先におきまして、モスクワにおきましては、  
とも、時期は迫つておるが、讓歩  
してということではなくて、やはりわれ  
われの方の主張を、科学的根拠に基い  
て貫徹に万全を期しておるという状態  
であります。が、操業開始時期をも考え  
まして、交渉の進展に応じて、それぞ  
れ準備等について所要の措置を進めて  
いきたい、こう考えております。  
○千田正君 私は、今これから聞こら  
とする問題は、あるいは農林大臣にお  
聞きするのは妥当であるかどうかわから  
りませんけれども、お答えができるな  
らばお答えをしていただきたいと思いま  
す。日ソ共同宣言のうちの第九項にお  
きまして、日本国とソビエトの両方の  
共同宣言の中に、歯舞、色丹は日本の要  
望の通り譲ろう、ただし、これは平和条  
約を結んだあとでなければこれは実行  
できない、やるわけにはいかない、しか  
し、要望に沿うて返す、返還するという  
ことを、共同宣言の中に堂々ときたつ  
ておるのであります。それで、今問題  
になつておるいわゆるこれを中心とし  
て、北海道周辺の沿岸漁民の諸君の特  
に強い要望があるわけであります。が、  
その歯舞、色丹を中心とする漁業が自  
由にやつていいけるかどうかといふ問  
題、四十八度線以南におけるいわゆる  
中部千島における流し網、はえなわ等  
に対しても、従来の通り、何ら制限を  
受けることなくして漁獲ができるか、  
どうか、この見通しはどうですか。  
○國務大臣(赤城宗德君) 日ソ共同宣  
言といいましたが、その中には、今御  
指摘のように、歯舞、色丹は日本の領  
土と認めて、平和条約のときに、平和  
条約締結のときにこれを引き渡す、こ  
ういうように書いてありますので、平

有条約のときには引き渡すことになつてゐますが、現在は、事実上占拠しているといいますか、占有しているといいますか、占拠している。こういうふうになつていてることはお話を通りであります。そこで、まだその引き渡しを受けておりません。押擱、國後等はまだ問題が解決しておりません。引き渡しを受けておりませんので、向うでは事実上占拠しておりますから、これは領土からいえば、領海という問題も、ほんとうは日本の三海里でいいわけであります。そこでもう少し、引き渡し前においては、向うの方でも十二海里といふような考え方を持つておるのじやないかと思います。法律的にいえは、引き渡しはしていないが、事実日本の領土として認めておられるでありますから、領海も属つて日本の解釈でいいはずだと、私は考えております。向う側では、そうは考えておらないのじやないか。でありますので、その辺に入つて漁撈に従事するということになれば、やはり向うでこれを拿捕するというようなことが、今までのようにあると思います。北海道の方からも、領海の問題はいずれにしても、あらはこの領海を認めても入りたいといふ申し出があり、あるいはまた、ソ連がそれに応じたといふような話も、間接には聞いていますけれども、しかし、私どもといたしましては、十二海里といふ領海を認めるという前提のもとにそこへ入つて行くといふようなことは、これはとるべき態度でない、こう考へておるわけであります。それから四十八度以南につきまして、向うで規制区域を擴張しようという考え方があるようであります。これは正式に要求し

用しようとする要請はしておりますが、これにつきましては、私どもの方としては拒否している、こういう現状であります。

○千田正君 四十八度線以南の流し網等は、御承知の通りいわゆる中小企業を主体とした漁民であることは、これは私が申し上げるまでもないことであって、これといわゆる大資本を背景にした船団との漁業の競合点において、いろいろな問題が起きてくるおそれがあるのでありますて、これは、今あなたのおっしゃる通り、北海道の漁民の方々ももちろん多いのですから、非常にこれは、将来ソ連側が強く制限区域を主張してきた場合において、これは必然に圧縮されてしまう、そういうおそれがある多分にあるわけであります。で、ただいまあなたがお答えなされました通り、日本側は当然としてそれを退ける、こういう御意思のすることは私は非常に敬意を表しますが、同時に私は、このほかにもう一つ、非常に現段階でふに落ちない問題が起きている、ということは、今月の初めにおいて、日本の漁船が、大体タラ漁業と思いますが、五隻ばかり行方不明になつて、これらは船主並びに漁夫の家族が、極力捜査を願い出ております。しかも、これは外務省あるいは水産庁あるいは海上保安庁を通じまして、これらの船主並びに漁夫の家族が、その周辺を調査したにもかかわらず、遭難したとおぼしきものが一つも見出

すことができない。そらすると、当時の風浪その他を考えまして、これはソ連領土内に、あるいは風の強かつたために避難したかもしれない、そのまま拿捕されたのではないか。こういう危惧がある。で、日ソ漁業委員会がちょうど開かれているさなかであって、こうした拿捕といらものが、その陰の一つのソ連側のゼスチュアとして行われてゐるといら杞憂も、われわれは感ずる所なりに、この問題について何らかの情報が入つてゐるかどうか、これをお聞きしたいのです。

○政府委員(奥原日出男君) 非常に残念に思ひます。まだわれわれ情報をよくつかんでおらぬ次第でございます。

○千田正君 これは、あらゆる面から見まして遭難と見受けられるふしがないのです。むしろ逆に、いわゆる中部千島あるいはその他の所に避難した、避難とともに、あるいは拿捕されておるか、抑留されておるだらうといいう推測を下さざるを得ないのであります。で、今、大臣のおっしゃったような領海侵犯といふことは、将来相当問題が起きてくる、こういふ際に、私は強くソ連のあり方に対して、日本側として要請すべき問題があるのでないか、あります。それに基づいて、これは、さようは外務大臣が来ておりませんから、私は強く要請できませんけれども、事は漁船の問題であつて、相当の人数が

乗つておるわけでありますから、堂々とこりいうことに対してもソ連側の調査その他に對して、報告を求むべきじゃないか、これは大臣の方からも特要請していただきたい。

それで、次の段階といたしまして私のお伺いしたいのは、ソ連側は常にこの漁業条約を中心とした会議のときに、いつでも、日本の背後にはアメリカがあるのぢやないか、アメリカといふものが背後にいて、日本といふものを抑制しておるから、われわれとの間の話がいつでももつれ合うのだ、こういふうなことをあらゆる機会を通じてソ連側は報じておるわけです。そこで、たとえば今度のいわゆるサケ、マス等の漁業に対しましても、一方的にソ連にばかりあなたたちは要求するのはおかしいぢやないか、北部太平洋といふものは、カナダなり、あるいはアメリカに通ずるところの海である、なぜアメリカやカナダに対しても、あなた方は要求しないのだと、こういうことを一面においては言うておる。そこで私は、昭和二十六年の十一月に結ばれた日米カナダ漁業条約における日本側としての立場というものは、今まで条約を守つてきた、しかし、魚類の資源保護ということに対しては、相当のマンネリになつてきただのじやないか、一面、これはある意味においては、日本の漁場の拡張という意味からいっても、アメリカやカナダに向つても、ある程度の開放を迫つてもいいのぢやないか、これに對して、大臣はどういうふうなお考えを持つておりますか。

Digitized by srujanika@gmail.com

ちらからも出でていって会議を続けておったわけであります。ところがこれも御承知の通りであります、向う側から見ると、これは西經百五十五度の西の方に、アメリカ系のマスなども入ってきておるのじやないか、こういふようなことを言つておるのでありますけれども、これは条約の基本的な問題が、西經百五十五度の線が、アジア系、アメリカ系のサケ、マスを公平に分つといふ暫定的な線でありますので、これから日米カ三国が、条約に基く調査研究を行なつて、アジア系、アメリカ系のサケ、マスを最もよく分つ線を決定したときには、これにかわるべきものが定められるものだと私ども考えております。この調査研究もすでに四力年実施されておりますけれども、なお、今後も調査を進めていかなければならぬ点が多いと考えます。お話を点につきまして、調査研究の進捗に伴いまして、これに対しても慎重な検討を加えた上、わが方の立場を明らかにしたい、こう考えております。

そこで、今日口口漁業交渉問題等につきましても、ソ連側にのみ話ををしておつて、アメリカ側等に対しても、主張すべきものを主張しないで、むしろ弱気じやないかといふような見方がないとは限らない、あるいはまた、今お話をのように相当あるのじやないかといふ氣もいたしますけれども、そういう点も留意いたしまして、昨年度の日米の漁業の問題の話し合いのときに、わが方としては、アメリカ、カナダ等についても、わが方の主張を強く押し通してきましたので、あの委員会において、あるいは小委員会等において、西經百七十五度の線をもつて西の

方へ持つていいとくれといふような向うの主張などは、まあけつておいたよくなわけであります。でありますので、決してアメリカ等に対しても、主張すべきものを主張しないということではなくて、やはりこの方にも主張してきておるのでありますなれば、非常に残念であります。出先の委員等にも、御注意のようなことを、なお伝える機会を持ちたいと、こう考えます。

○千田正君 今の問題は、これはマツカーサー・ラインの当時、占領海域内にかわるべき条約として、アメリカ及びカナダが持ち出してきたところの条約であつて、われわれからいえば、公海に一線を引かれるということ是非常に殘念であります。当時の状況からいいますと、日本側が被占領国という立場においてやむを得ずああいう条約を結んだときもわれわれは考えるのでありますから、機会あるごとに——これは今日においてブルガーニン・ラインあるいは李承晩ライン、いろいろな面において公海の自由操業といふものが狹められておる今日でありますから——こういう問題は、逐次改正に持つていかなければ、日本の漁業といふものは衰微する一方にある、私はかように考えますので、この点も十分に研究していただきたいと思います。

次に、三月早々アメリカ側はまだビキニ及びエニウエトクにおいて原子弹爆弾の実験をやるということを声明しております。これに対しても、日本側は受諾しておるのかどうなのか。また、農林当局としましてはこれに対応する

○國務大臣(赤城宗徳君) 今のエニウェトクにおいてアメリカが核実験をするということにつきましては、政府としてもかねてからこれが中止を要望しておるのであります。私どもも、この場所において核実験をするということにつきましては、まことに遺憾に存じております。二月の二十日に在米大使を通じまして、重ねて本実験の中止を要請いたしております。

それから前の賠償の問題も、まだ抗議を申し込んで解決を見ておりません。この方面も押し返して賠償の要求をしておるのであります。今エニウェトクにおいて核実験をするといふことにつきましても、強くこの中止を要請しておるのでありますが、かりに実験が强行されるにおきましても、これによつて生ずるすべての損害は、アメリカが賠償すべきである、こういう旨の申し入れもいたしております。前にも核実験の中止を申し入れておつたのであります。が、强行されております。また今度も、強く申し入れてはおりますが、强行される場合に、捨ててもおけませんので、漁業関係からいいまするならば、核実験による被害を避けるために、二月十七日に、とりあえず危険区域の設定について、関係都道府県漁業者団体及び郵政省の地方機関でありまする漁業用海岸局等に対しましてアメリカ側で核実験の意図がある。これから、こういうことで関係漁業者に周

○千田正君 昨年のイギリスの実験等に対する損害賠償あるいはそりつた要求に対し、イギリス側の回答なり措置はあつたのでありますようか、どうでありますようか。

○政府委員(奥原日出男君) イギリス側に対しまして要求を提出いたしたのであります。まだそれについての回答を受領する段階に至つております。

○千田正君 どうもこの間の問題、こういう問題が非常に日本にとって重太な問題であるにもかわらず、どうもしり切れトンボになつてしまふ。そして大団から押し切られてしまふ。それだつたら、日本が全然損害がなかつたのかといふと、そうじゃないはずであります。これはどうしても今後もそういうことがたびたび行われるということになると、これは漁業だけの問題ではないのであります。日本の将来といふ問題に対する大きな独立権といふことから考えまして、日本側が相当がんばらなければならぬ問題であります。去年の問題も解決しない、またことしも核実験をやられる。そろして、また損害が重なつてしく。これじゃとてもやりきれないと思うのです。が、きょうは外務大臣が来ておりませんから、外交上のことは言いませんけれども、これは農林省、水産庁としまるところの漁業の保護とか、あるいは資源の保護ということからいっても、この問題は強く要請しなきやならないと思うのですが大臣としてはどういふお考え方を持つておりますか。

○國務大臣(赤城宗德君) 御意見の通りで、これは強く要求いたしておりませんからお伺いしますが、今ゼネバにおいて国連の要請に基きまして、海洋に対する法案すなわち領海と審議の準備委員会をやつておるわけであります。報ずるところによるといふと、日本側は領海三マイル説を主張しました。これは御承知の通り国際法の厳正な法規がありませんので、各國ともおののおのの立場で主張しておる。大体三海里説というものが一つの定説のように戦前には考えられておった。ところが戦後においてはもうめちゃくちゃで、二十海里を主張する国もあれば、十二海里を主張しておる国もあります。あるいは李承晚であるとか、ブルガーニン・ラインであるとかいった勝手なことでラインを引いて、国際紛争をかもすべきおそれのあるよろんな状況に立ち至っております。日本は三海里説ということを主張しておるのでが、三海里説を主張した場合において、日本側にとつては少くとも水産関係においては、これはまさしく利益であるかどうか。これに対しても考え方とは、どういうふうに政府は思っておられるのですか。とりあえず農林大臣からお考えを承わっておきたい。

後いろいろな考え方といいますか、意見が出ております。ことにソ連などでは、これは前から十二海里説といらるを言っておつたようですが、しかし、日本といたしましては、領海三海里ということが適當だし、またそちらあるべきだ。それ以上の公海については、これは魚類の保存とかいろいろな問題から話し合うということはあり得るけれども、領海としてはやはり三海里説を強く主張していくくという態度に変りはないであります。

○千田正君 ところで、そういう日本側だけが三海里説を主張して、一方においては公海自由の原則を盾にとつて、日本側としましては長い経験を生かしながら、いわゆる日本の生きる道としての水産というものが進んできておる。日本側は三海里説を主張するが、ほかの国は四十海里だ二十海里だと勝手なラインを引かれて、どうにも行き詰まつてきつつある。これの打開の方法として、何か考えなければならぬない。こういう段階にきておると思いますが、これに対しましては、政府側としては、何か強く国際間に持ち出すところの用意があるかどうか。そういう点についてはどういうお考えを持つていらっしゃいますか。

○國務大臣(赤城宗徳君) これは国際法の学術的な問題が中心であらうと思います。しかし、学術的な問題といつても、実際上の問題との関連が、これもまた持たされてくると思うのであります。しかし、再々お話をありました通り、また私ども考えておりますように、日本といたしましては三海里を主張し、またその貫徹に努める。しかし世界の各国が集まつておりますの

で、これはさまるといふわけにはいかない場合も考えなければならないと思ひます。そういう場合にはおきましては、ほかに領海の幅の問題について違った意見があるかもしれません、日本にとっては三海里以上については公海として、漁業の問題等は、先ほどから申し上げましたように、魚類の保存、こういうような意味からの話し合ひをするということであれば、いけれども、そうでなくて、領海の幅員を三海里以上に延ばしていくということには賛成できませんし、また、ほかに他の意見がありましても、三海里説は同調するよう尽力していくことになります。なおその場合には、漁業対策等についての御意見がありましたが、水産庁長官からお答え願います。

洋国ともたがいに手を携えて、あくまでも領海は三海里ということで主張し、かつまたそり主張することが日本の当然しておりますの領海に関する、國家的利益といふものに合致するかようになっておる次第でござります。

ただいま話がまとまらなかつたらどうするか、こういうことに關しましては、会議の進捗を見た上でないと、何ともお答えいたしかねるのであります。が、とにかく、その際におきましては三海里を主張したということのために不利なる立場に立ち回りますことのないように、十分配慮をして折衝をいたす、かように考えております。

それから公海におきます漁業規制の問題に關しましては、公海におきまして漁業をいたしておりますのが、資源の保護のために漁業を規制し得る権利を持つ、こういうことに相なつておるのであります。同時に沿岸国がその規制に対して参加し得る、こういうことに相なつておるのであります。そこで、沿岸国と出漁国との間の意見が一致しない場合においては、沿岸国が科学的根拠に立つて自國及び出漁国との間の平等なる基礎の上に、その必要とする規制措置を講じ得る、こういうことに相なつておりまして、それに対しては、仲裁裁判に訴える道が開かれれておるのでございます。しかしながら、日本いたしましては、あくまでもわが国の漁業を守つていくと、いわゆる立場として、科学的な根拠に立つて資源の保存をはかるための合理的な漁業規制をするという場合においては、あくまでも国際間の合意に基づいてやるという立場を貫いて参りました。

い、かのように考へておるのでございまして、従つて、今後この会議に臨みます。そして、そういう立場においてでできる限りの主張もし、貴徵もはかつて參りたい、かように考へておる次第であります。そこで、同時に国際的な漁場についてのいろいろな制約が加わつておる現在において、いかにするかということに關しましては、この国際法典においてわれわれがどうとしておりまつたその立場そのものが、すなわち日本等の海洋国行くべき立場である、かように考へるのであります。国際的ないろいろな支障に關しましては、それについてこれを十分折衝をしてほぐして参る、かように努力をいたしたい、かように考へております。

科学的調査あるいは資料の収集等において貰しい点があつたのではないか、私はそう思うのですが、今度の三十三年度の予算を見ましても、こうした調査研究とい面の予算是、あまり感心できない。水産そのものは将来国際性を帶びていて、国際会議において堂々と日本の主張が通るような相当の予算を持つて、そうして研究を積み重ねていかなければならぬと思う。私は四十海里説は、はなはだ不満でありますから、大臣並びに長官はどういうふうにお考えになつておりますか。

○国務大臣(赤城宗徳君) 私も領海的に考えて、四十海里といふのは不満であります。ただ、日ソ漁業交渉の場合におきましては、漁業委員会の条約に基いて、距岸四十海里を離れて漁撈をしようと、これらは契約上の、両方話し合ひの問題であります。一方的に四十海里であるとか、いろいろなことに対しては、私どもは頭から承諾できません。日ソ漁業委員会での話し合いの漁撈といいますか、魚類を保存するという意味で魚をとる場所をお互いに避けようといふ話し合いでありますから、これは話し合いとすればいたし方がない、こういふうに考えておりますが、領海としての主張は認められるわけにいかない、こう考えております。

○千田正君 領海の主張として認められる、認めないは別ですが、そういうふうに資源保護、資源保護というのを方々にラインを引かれている、これは終戦後ににおける日本の海洋における活動を制限されたという意味からいえは、ことごとくそらだと私は言いたいのです。だから、これをどうしたなら

は防ぎ、どうしたならばもつと日本がすなどりのできるような、漁場を拡張できる方向に持つていいのかということの根本政策は何かということを、私ははつきり考えておく必要があると思うのです。

時間もありませんから次に移りまして、私は最後にお尋ねしたいのは、今、日ソの漁業委員会は、じょっちゅうジグザク・コースをたどつておる、もしも昨年の通り十分な主張ができるない、あるいは十二万五千トンで押さえられるかもしない。あるいは十万トンで押さえられるかもしない。必ずしも日本の主張が通るとは、われわれは、どうも今の段階では考えられそうにもありません。しかしながら、国内的には、それぞの用意をしなければならない。で、妥結することをもちろんわれわれは希望しますが、日本の主張がいられなかつた場合においてでも、やむを得ず日本は、向う側の主張のまま沿うて変えるといふことがあつた場合にはどうするかということを、われわれは考えなければなりません。一体これは最後まで妥結は望むことは、大臣はそういうお答えをするでしょ、が、昨年の通りいかなかつた場合には、どういうふうにお考えになりますか。

○國務大臣(赤城宗徳君) 昨年の通りにいかない妥結になりまするならば、母船や独航船を減らすという形になると思うのであります。しかし私は、今交渉中でありまするし、千田さんも御承知と思いますが、わが方の主張は、やはり冲取り漁業といふものが、向うのソ連の漁業に大へんな悪影響を及ぼしていないのだ。むしろ冲取りの漁業

が、かりにあったとしても少いのだとかう主張を続けておるわけであります。でありますので、経過等を見ましても、だんだん近づいておるから、決裂のままといたることはちょっとあり得ないのじやないかと思いますが、私は、話がほんとうに違つておるということなら、一度帰つてきて、また交渉し直すということもあり得ると思うのですが、これもまだ、漁期が近づいてきますと、そういうこともなかなかできません。そこで両方の意見が、相当平行線できまらぬといふような場面に追い込まれるかもしません。そういうときには、去年の経験等を見ましても、岸総理が、最後にテヴォンシャンと科学的な根拠に基いて、政治的に話し合うといふようなことで、漁獲量等をきめた例もありますので、私は、だれが行けばきまるといふことではないけれども、やはり平行しておるような場合には、政治的にもきめなくちやな

員あるいは政府代表におきましても、熱心にこの妥結の道を開きつつ交渉穰もできるのだということは相当科學的な根拠に基いて主張しているわけでもあります。それからもう一つ主張の違う点は、マス等について豊漁と不漁の年があつて、ことは不漁なのだと、年がついてあります。そこには、ますでありますので、経過等を見ましても、どうありますか。年がついてます。だからして、その差といふもののが、かりにあったとしても少いのだとかう主張を続けておるわけではあります。でありますので、経過等を見ましても、だんだん近づいておるから、決裂のままといたことはちょっとあり得ないのじやないかと思いますが、私は、話がほんとうに違つておるということになつておりますので、現地の漁民も非常に困ると思うのです。それでソ連側の意向は、安全操業と領土と平和条約の問題について、いつまでたつてもこのまま解決しないのでは、現地の漁民も非常に困ると思うのです。それでソ連側の意向になつております安全操業の問題に田先生の質問に関連してですね、今問題になつております安全操業の問題に

○安部キミ子君 関連して、私は、今漁業問題が出来ましたので、先ほどの千

田先生の質問に関連してですね、今問題になつております安全操業の問題について、いつまでたつてもこのまま解きません。そこで両方の意見が、相当決しないのでは、現地の漁民も非常に困ると思うのです。それでソ連側の意向は、安全操業と領土と平和条約の問題がスムーズに解決するには、基本であります平和条約を早く締結することだと、その平和条約が締結されれば、あと二つの問題は自然に答えが出るの

だと、こういうふうな考え方にして立つて、なかなか向うの主張は強いし、今の様子では譲りそうにもないのでしょうか。このまま譲らないで、日本側といつまでも対立しているということになりますと、一番困るのは漁民であります。しかし、小漁業者といふことがあります。しかし、小漁業者といふことがあります。しかしながら、安全操業の問題は感じないと言つてきただけではないのです。話の途

たわけではないのです。話の途が、これは去年、ことしに始まつたわけではないのです。終戦後引き続きあの周域には出漁ができないといふことで、ずっと続いておつたのではありません。しかし、小漁業者といふことがあります。しかしながら、安全操業を締結するということは機が熟していいから、安全操業の問題を取り上げるのも時期が早いといいますか、

安全操業の問題は感じないと言つてきました。だから安全操業の問題であります。話の途が、これは去年、ことしに始まつたわけではないのです。終戦後引き続きあの周域には出漁ができないといふことで、ずっと続いておつたのではありません。しかし、小漁業者といふことがあります。しかしながら、安全操業を締結するということは機が熟していいから、安全操業の問題を取り上げるのも時期が早いといいますか、

安全操業の問題は感じないと言つてきました。だから安全操業の問題であります。話の途が、これは去年、ことしに始まつたわけではないのです。終戦後引き続きあの周域には出漁ができないといふことで、ずっと続いておつたのではありません。しかし、小漁業者といふことがあります。しかしながら、安全操業を締結するということは機が熟していいから、安全操業の問題を取り上げるのも時期が早いといいますか、

安全操業問題と抱き合して安全操業問題を

全然取り合わないといふ強烈な意味では

ないと、私どもは受け取つておるのであります。で、十二年、それ以前から

あの近くには入れないといふように申します。

となんであります。それにつきまし

ぐはいといふことにはないかないといふことです。千島の価値を、ただ戦略的な価値としてしか見ていないのです。だから日本が早く平和条約を結べば、共産圏に對して自由陣営がみんな一斉に大砲の口を向けているようなことがなくなるれば、日本にとって、私は非常に有利になると思うので、いつまでこの平和条約を結ばないでいるという日本の政府の考え方がある。私どもはわからぬわけなんです。早く平和条約を結んでですね……

○委員長(重政庸徳君) 安部さん、今予算委員会からだいぶん呼びに来ておられるので、大臣は三十分ということになりましたので、一つお願ひいたします。

○安部キミ子君 それで、時間もありませんので……、こういふふうに向うにの意向も、大体日本の政府にもわかつてゐると思いますので、早く平和条約を結んで、その平和条約を結んだ中において安全操業の問題やら領土の問題などを解決した方が、日本にとっても得策ではないか、こういふふうに考えます。が、平和条約を早く結ぶという考え方について、農林大臣の所見を伺いたいと思います。

○國務大臣(赤城宗徳君) 平和条約の問題につきましては、一昨年来非常交渉を続けてきたわけであります。が、その結果、領土の問題、歟舞、名丹はきまりましたが、國後、択捉島など日本の本来の領土であるといふ主張ふうの主張とが食い違つておりますので、平和条約締結ということには、いよいよまませんけれども、しかし、日本は共同宣言によりまして、日ソの国交を回復しておるのであります。でき

りまするから、平和条約の問題は、まことに外交官じやありませんが、外交的な言葉で言えるかどうかしませんが、これは継続審議といふような形になつてゐる。引張られておるような形であります。でありますから、あえてこれを拒否していける日本の理由も何にもないのでありますけれども、しかし、それが締結されるというのには、見通しとして、國後、択捉島が日本に返されるということでなければ、これにはなかなかむずかしからうと思います。今のお話をよろしく、平和条約締結してから領土を返してもらひということとは、逆のよらないきさつになつておりますので、私は、平和条約締結ということは好ましいことであります。しかし、うけれども、事實上非常にむずかしいといふふうに考えております。

○委員長(重政庸徳君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(重政庸徳君) 速記をつけとて。

○千田正君 最後に一点だけ伺います。これは先般來たびたび当委員会から主張しておりますが、今度の補正予算にラッコ、オットセイの処置を早く講じないといふと、ことに零細漁民はそれなくなるといふと、やはり違反を起します。こりうおそれがあるのです。一体これは、いつころまでにこの問題を解決するか。ことに最近の状況を伺うといふと、船を持って財産のあるものに対しては、金融公庫を通じて金を貸して転換させるということを

言つておられる。船を持たない、そらしてしばらく休んでおつたというそぞろいう零細漁民に対する方法といふものには、まだはつきり打ち出していないのじやないか。それに對してはどういふふうにお考えになつておりますか。  
○政府委員(奥原日出男君)　ただいまのお話は、イルカ漁業者の転換の今の進行状況について御説明申し上げる必要があるかと思うのであります。わわれあるかと思うのであります。わわれといつてしまつては、イルカ漁業によりまして獵銃によりイルカの漁獲によつて生計を立ておつた漁民といふものを、どういう形においてつかむかといふことに、いろいろ苦慮をいたし、業者の実態を調査し、あるいはその後またいろいろ実績を有する方々のお話を伺つたり、そういうことで時間をお要したのでござります。われわれといたしましては、あのオットセイ条約の交渉前二カ年の間に、獵銃によりまして正規の火薬の使用の許可を持つて、イルカを二カ年間のうちのどちらかの年にでもとつておれば、これをイルカ転換の対象としてとり上げる、こういうことにはつきりした客観的な二つの基準を求めていた。かように考えておる次第でございます。そうして、大体われわれとしましては予算に要求しております程度の百七十隻足らずから作るよりも機関換装する、あるいは渔船を整備する、そういうふうな程度の

充実をこの際加えて、他の漁業に転換していきたいという方々と、それから、もうこの際いつそ漁業をやめて、そして別の仕事につきたいという方々と、大きく分けまして三つのグループがあると思うのです。それらにつきまして、それぞれに対しまして廃船の交付金及び代船建造、あるいは機関換装の補助金、さらには失業金をいたしまする銃手等乗組員に対しまして補助金、そういうようなものを予算に計上いたしておる次第でござります。一方におきまして、公庫におきましてもこれに対する融資の準備をいたしておりますのでございまして、すでに経由金融機関を通じまして、公庫の方に書類がだんだん出て参っております。これらにつきましては、もうおそらく来月末まで待つまでもなしに、融資措置が具体的に決定される、かように考えておるのでございまして、従いまして、実はイルカ漁期前に転換を運びたいと考えておりました点は、やや立ちあくれば次第であったのであります。しかし、明年度前半にはそれぞれ転換が達成し得ると、かように考えております。

織糸価格安定法の一部を改正する法律案

織糸価格安定法の一部を改正する法律案 (昭和二十六年法律第三百十号) の一部を次のように改正する。

第九条の二第一項中「農林大臣の指定する者」を「日本輸出生糸保管株式会社」に、「その者」を「当該会社」に改め、同条第三項中「第二条の規定による買入」を「第二条若しくは次条第一項の規定による買入、第十二条第一項の規定による買換」に改め。

第九条の三第一項中「第二条の規定による買入」を「第二条、第九条の二第一項若しくは前条第一項の規定による買入」に改め、同条第一項の規定による買換」に、「前条第三項」を「第二条第三項」に改め、同条第三項中「第二条の規定による買入」を「第二条若しくは次条第一項の規定による買入、第十二条第一項の規定による買換」に改め。

第九条の三第一項中「第二条の規定による買入」を「第二条、第九条の二第一項若しくは前条第一項の規定による買入」に改め、同条第一項の規定による買換」に、「前条第三項」を「第二条第三項」に改め、同条第三項を「第二条の二第一項」に改め、同条第六号を第八号とし、第五号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

第九条の三 政府は、輸出適格生糸について、第二条若しくは前条第一項の規定による買入又は第二条の規定による充渡によっては防止することができない異常な価格の変動を防止して、その輸出価格を安定させるため必要があるときは、日本輸出生糸保管株式会社を相手方として、当該会社が農林大臣の定める条件で買入を入れて保管する旨の契約を締結することができる。

2 前項の規定により契約を締結する場合における政府の買入の価格は、政令で定めるところにより、輸出適格生糸の最低価格にその保管に要する費用の額を加えて得た額を基準とし、海外における生糸及び主要織維の市価並びに物価その他の経済事情を参考やくして、農林大臣が定める。

は、政令で定めるところにより、輸出適格生糸の最低価格にその保管に要する費用の額を加えて得た額を基準とし、海外における生糸及び主要織維の市価並びに物価その他の経済事情を参考やくして、農林大臣が定める。

ために充り渡す場合に改め、同条に次の二項を加える。

3 第二項の規定による買換のための充渡及び買入は、同時期に行わなければならぬ。

第十二条の三各号列記以外の部分中「若しくは第九条の二」を「第九条の二第一項若しくは第九条の三第一項に、又は第十一条第一項」を「第十一条第一項」に改め、「織糸価格の買入の契約」の下に「又は第十二条第一項の規定による買換のための生糸の買入の契約」を加え、同条第三号中

「第九条の二」を「第九条の二第一項に改め、同条第六号を第八号とし、第五号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 第十二条第一項の規定による買換のための生糸の買入契約金額(当該契約をする時までに支払われた金額を除く。)

第十二条の三中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 第十二条第一項の規定による買換のための生糸の買入契約金額(当該契約をする時までに支払われた金額を除く。)

第十二条の三中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

五 第十二条第一項の規定による買換のための生糸の買入契約金額(当該契約をする時までに支払われた金額を除く。)

第十二条の三中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

六 第十二条第一項の規定による買換のための生糸の買入契約金額(当該契約をする時までに支払われた金額を除く。)

第十二条の三中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

七 第十二条第一項の規定による買換のための生糸の買入契約金額(当該契約をする時までに支払われた金額を除く。)

第十二条の三中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

八 第十二条第一項の規定による買換のための生糸の買入契約金額(当該契約をする時までに支払われた金額を除く。)

第十二条の三中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

九 第十二条第一項の規定による買換のための生糸の買入契約金額(当該契約をする時までに支払われた金額を除く。)

第十二条の三中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

を営むことを目的とする株式会社とする。

第十四条の三 会社の株式は、額面株式とする。

3 第二項の規定による買換のための充渡及び買入は、同時期に行わなければならぬ。

第十二条の三各号列記以外の部分中「若しくは第九条の二」を「第九条の二第一項若しくは第九条の三第一項に、又は第十一条第一項」を「第十一条第一項」に改め、「織糸価格の買入の契約」を加え、同条第三号中

「第九条の二」を「第九条の二第一項に改め、同条第六号を第八号とし、第五号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 第十二条第一項の規定による買換のための生糸の買入契約金額(当該契約をする時までに支払われた金額を除く。)

第十二条の三中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

八 第十二条第一項の規定による買換のための生糸の買入契約金額(当該契約をする時までに支払われた金額を除く。)

第十二条の三中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

九 第十二条第一項の規定による買換のための生糸の買入契約金額(当該契約をする時までに支払われた金額を除く。)

第十二条の三中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

十 第十二条第一項の規定による買換のための生糸の買入契約金額(当該契約をする時までに支払われた金額を除く。)

第十二条の三中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

十一 第十二条第一項の規定による買換のための生糸の買入契約金額(当該契約をする時までに支払われた金額を除く。)

第十二条の三中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

十二 第十二条第一項の規定による買換のための生糸の買入契約金額(当該契約をする時までに支払われた金額を除く。)

第十二条の三中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

十三 第十二条第一項の規定による買換のための生糸の買入契約金額(当該契約をする時までに支払われた金額を除く。)

第十二条の三中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

三 前二号に掲げるものの外、会社の目的を達成するため必要な事業

2 会社は、前項第三号に掲げる事業を営もうとするときは、農林大臣の許可を受けなければならない。

(社債の募集及び資金の借入)

第十四条の四 政府は、予算の範囲内において、会社に対しても出資することができる。

2 会社の株式は、記名株式とする。

(政府の出資)

第十四条の四 政府は、予算の範囲内において、会社に対しても出資することができる。

(株式とすること)

第十四条の四 政府は、予算の範囲内において、会社に対しても出資することができる。

(会社の株式は、記名株式とする)

するときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

(報告及び検査)

第十四条の十四 農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社からその業務若しくは経理の状況に関する報告を徴し、又はその職員に、会社の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第十四条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第十八条第二号中「第十四条第一項」を加え、「同条第二項」を第十四条第二項若しくは第十四条の十四第一項」に改める。

第十九条の次に次の三条を加える。  
第三十条 左の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役は、三十万円以下の過料に処する。  
二 第十四条の九の規定に違反して、社債を募集し、又は資金を借り入れたとき。

二 第十四条の十一の規定に違反して財産目録、貸借対照表若しくは損益計算書を提出せず、又は不実の記載をしたこれらの書類を提出したとき。  
三 第十四条の十二第二項の規定による命令に違反したとき。  
第二十一条 第十四条の八第二項の規定に違反した場合には、その違反行為をした会社の取締役は、五万円以下の過料に処する。

第二十二条 第十四条の五の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

(附則)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第九条の二第一項の改正規定は、公布の日から起算して三月を越えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(日本輸出生糸保管株式会社の設立)

第二条 農林大臣は、設立委員を命じ、日本輸出生糸保管株式会社(以下「会社」という。)の設立に関する規定により引き受けなければならない。

第三条 設立委員は、定款を作成して、農林大臣の認可を受けなければならない。

(端株に関する処置)に規定する処分をすることができる。

第八条 附則第五条第二項において準用する商法第一百四十五条ノ二

本の規定により旧会社の株式の買取の請求をした者が会社の設立後当該株式の代金の支払を受けたときは、その者の有する会社の株式は、会社に移転する。

第九条 附則第五条第一項の規定により旧会社が出资する営業の価格は、臨時に農林省に置く評価審査会が決定する。

2 前項の評価審査会は、委員五人をもつて組織する。

第十条 旧会社は、附則第五条第一項の規定による出資をする場合に

この法律の施行後二月以内に商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百四十三条(定款変更の決議方法)に規定する株主総会の決議を得て、会社の設立に際し、会社に對してその営業の全部を出資することができる。

2 商法第二百四十五条ノ二本文、第二百四十五条ノ三及び第二百四十五条ノ四(反対株主の株式買取

請求)の規定は、前項の場合に準用する。

第六条 旧会社が前条第一項の規定による出資をする場合においては、旧会社の株主は、その所有する株式の數に比例して、会社の株式引受人となる。

第七条 前条の規定により引き受けることとなる会社の株式に満たないものがある者の所有する旧会社の株式については、設立委員は、商法第三百七十九条第一項(端株に関する処置)に規定する処分をすることができる。

第八条 附則第五条第二項において準用する商法第一百四十五条ノ二の規定により政府及び旧会社の株主が会社の設立に際して発行する株式の総数を引き受けた場合においても、会社の設立は、募集設立に代えて、附則第三条第一項の定款の認可の年月日を記載しなければならない。

第九条 附則第四条及び附則第六条の規定により政府及び旧会社の株主が会社の設立に際して発行する株式の総数を引き受けた場合においても、会社の設立は、募集設立に代えて、附則第三条第一項の定款の認可の年月日を記載しなければならない。

第十条 附則第四条及び附則第六条の規定により政府及び旧会社の株主が会社の設立に際して発行する株式の総数を引き受けた場合においても、会社の設立は、募集設立に代えて、附則第三条第一項の定款の認可の年月日を記載しなければならない。

第十二条 会社の株式申込証には、商法第二百九十五条第二項第一号(株式由込証の記載事項)に掲げる項目の質権について準用する。

第十三条 附則第四条及び附則第六条の規定により政府及び旧会社の株主が会社の設立に際して発行する株式の総数を引き受けた場合においても、会社の設立は、募集設立に代えて、附則第三条第一項の定款の認可の年月日を記載しなければならない。

第十四条 附則第四条及び附則第六条の規定により政府及び旧会社の株主が会社の設立に際して発行する株式の総数を引き受けた場合においても、会社の設立は、募集設立に代えて、附則第三条第一項の定款の認可の年月日を記載しなければならない。

第十五条 附則第四条及び附則第六条の規定により政府及び旧会社の株主が会社の設立に際して発行する株式の総数を引き受けた場合においても、会社の設立は、募集設立に代えて、附則第三条第一項の定款の認可の年月日を記載しなければならない。

第十六条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、会社の設立及び旧会社の解散に關して必要な事項は、政令で定める。

第十七条 附則第十条の規定により旧会社が解散する場合において

第十一條 前条の場合において、旧会社の株式を目的とする質権は、附則第六条の規定により旧会社の株主が受けるべき株式又は附則第七条の処分により旧会社の株主に交付すべき金銭の上に存在する。

第六条 旧会社が前条第一項の規定による出資をする場合においては、旧会社の株主は、その所有する株式の數に比例して、会社の株式引受人となる。

第七条 前条の規定により引き受けることとなる会社の株式に満たないものがある者の所有する旧会社の株式については、設立委員は、商法第三百七十九条第一項(端株に関する処置)に規定する処分をする。

第八条 附則第五条第二項において準用する商法第一百四十五条ノ二の規定により政府及び旧会社の株主が会社の設立に際して発行する株式の総数を引き受けた場合においても、会社の設立は、募集設立に代えて、附則第三条第一項の定款の認可の年月日を記載しなければならない。

第九条 附則第四条及び附則第六条の規定により政府及び旧会社の株主が会社の設立に際して発行する株式の総数を引き受けた場合においても、会社の設立は、募集設立に代えて、附則第三条第一項の定款の認可の年月日を記載しなければならない。

第十二条 会社の株式申込証には、商法第二百九十五条第二項第一号(株式由込証の記載事項)に掲げる項目の質権について準用する。

第十三条 附則第四条及び附則第六条の規定により政府及び旧会社の株主が会社の設立に際して発行する株式の総数を引き受けた場合においても、会社の設立は、募集設立に代えて、附則第三条第一項の定款の認可の年月日を記載しなければならない。

第十四条 附則第四条及び附則第六条の規定により政府及び旧会社の株主が会社の設立に際して発行する株式の総数を引き受けた場合においても、会社の設立は、募集設立に代えて、附則第三条第一項の定款の認可の年月日を記載しなければならない。

第十五条 附則第四条及び附則第六条の規定により政府及び旧会社の株主が会社の設立に際して発行する株式の総数を引き受けた場合においても、会社の設立は、募集設立に代えて、附則第三条第一項の定款の認可の年月日を記載しなければならない。

第十六条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、会社の設立及び旧会社の解散に關して必要な事項は、政令で定める。

第十七条 附則第十条の規定により旧会社が解散する場合において

は、他の法令中法人の解散及び清算に關する規定は、適用しない。

(商号についての経過規定)

第十八条 薬糸価格安定法第十四条の五の規定は、この法律の施行の際現にその商号中に日本輸出生糸保管株式会社という文字を使用している者については、この法律の施行後六箇月間は、適用しない。

第十九条 租税特別措置法(昭和三年十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第八十条 租税特別措置法(昭和三年十二年法律第二十六号)第一項中「及び東北開発株式会社及び日本輸出生糸保管株式会社」に改める。

第十九条 租税特別措置法(昭和三年十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第八十条 租税特別措置法(昭和三年十二年法律第二十六号)第一項中「及び東北開発株式会社及び日本輸出生糸保管株式会社」に改める。

第十九条 租税特別措置法(昭和三年十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。



一、積雪寒冷單作地帶土地改良事 業費国庫補助増額等に関する請願 (第八三七号)	下程度に修正せられたいとの請願。
一、国有林野解放に関する請願 (第 八三八号)	一、生糞座便器無免許かまの整備 に関する請願(第八三九号)
一、台風常襲地帯に対する特別立法 措置の請願 (第八四四号)(第八四 五号)	一、台風常襲地帯に対する特別立法 措置の請願 (第八四四号)(第八四 五号)
一、水産業協同組合役職員年金制 度実現に関する請願 (第八四六 号)	一、中央卸売市場法の一部改正に關 する請願 (第八六四号)(第八六五 号)

第七九三号 昭和三十三年二月十五 日受理	狩獵法の一部を改正する法律案の一部 修正に関する請願
第七九三号 昭和三十三年二月十五 日受理	狩獵法の一部を改正する法律案の一部 修正に関する請願
第七九三号 昭和三十三年二月十七 日受理	台風常襲地帯に対する特別立法措置の 請願
第七九三号 昭和三十三年二月十七 日受理	台風常襲地帯に対する特別立法措置の 請願
第七九三号 昭和三十三年二月十七 日受理	台風常襲地帯に対する特別立法措置の 請願

第七九三号 昭和三十三年二月十七 日受理	台風常襲地帯に対する特別立法措置の 請願

第七九三号 昭和三十三年二月十七 日受理	台風常襲地帯に対する特別立法措置の 請願

第七九三号 昭和三十三年二月十七 日受理	農林新政策の一環として、養鶏産業の 保護助長政策を強力に実施し、養鶏の 義務教育学校校舎を鉄筋建築化するた めの予算を拡大すること、(一)地すべ り、がけくすれの危険区域については 被害防止のため財政補償を含む適切な 立法措置を講ずること、(七)被災団体 の国民健康保険事業については国庫補 助金を交付すること、(八)被災中小企 業者に対する被災農業者に対する と同様災害救助法による融資の利子補 助法を改正し、たき出し等の給食限度 額を引き上げ、救出、発掘等に要した 経費をも補助対象とする外、被災者に 対する生業資金の貸付は年限の延長、 限度額の引上げ等実情に適するよう措 置すること、(十)地方気象台の整備拡 充を図ること等の実現を促進せられた いとの請願。
第七九三号 昭和三十三年二月十七 日受理	台風常襲地帯に対する特別立法措置の 請願

第七九四号 昭和三十三年二月十五 日受理	狩獵法の一部を改正する法律案の一部 修正に関する請願
第七九四号 昭和三十三年二月十五 日受理	請願者 東京都千代田区丸ノ内 一ノ六東京海上ビル新館内日本化薬内全國銃砲火薬商工連合会内 原安三郎外一名
第七九四号 昭和三十三年二月十五 日受理	紹介議員 宮田 重文君
第七九四号 昭和三十三年二月十五 日受理	この請願の趣旨は、第七九三号と同じである。
第七九四号 昭和三十三年二月十五 日受理	紹介議員 安次外八名

第八〇三号 昭和三十三年二月十八 日受理	台風常襲地帯に対する特別立法措置の 請願
第八〇三号 昭和三十三年二月十八 日受理	請願者 麻児島市議会議長 牛 喜吉外二名
第八〇三号 昭和三十三年二月十八 日受理	紹介議員 高野 一夫君
第八〇三号 昭和三十三年二月十八 日受理	九州地方は、毎年風水害に見舞われ、 その被害は予想以上に甚ん大であり、 これが復興にはばく大きな経費を要し、 市町村や個人の財源をもつてするにも 限度があるから、この際台風常襲地帯 に対して特別立法措置を講じ、(一)治 山治水事業を迅速かつ徹底的に実施す ること、(二)公共事業災害復旧を早急 に実施既往の灾害についてはおそらく も二年内に実施すると共に、原形復旧 にとどまらず改良復旧をも認め、又國 庫補助の対象を実情に即するよう改正 し、あわせて補助率並びに起債充當率 を引き上げること、(三)被災市町村に 対し補助金の早期交付、特別交付税の 増額及び仮決定起債前貸金の利子補給 等の財政措置を講ずること、(四)单独
第八〇三号 昭和三十三年二月十八 日受理	請願者 諸願者

第八二六号 昭和三十三年二月十八 日受理	台風常襲地帯に対する特別立法措置の 請願
第八二六号 昭和三十三年二月十八 日受理	請願者 大分市議会議長 後藤 正直外十名
第八二六号 昭和三十三年二月十八 日受理	紹介議員 後藤 義隆君 後藤 文夫君
第八二六号 昭和三十三年二月十八 日受理	この請願の趣旨は、第八〇三号と同じである。
第八二六号 昭和三十三年二月十八 日受理	請願者 福島県議会議長 河原 田盛雄外六名

第八二五号 昭和三十三年二月十八 日受理	農林新政策の一環として、養鶏産業の 保護助長政策を強力に実施し、養鶏の 義務教育学校校舎を鉄筋建築化するた めの予算を拡大すること、(一)地すべ り、がけくすれの危険区域については 被害防止のため財政補償を含む適切な 立法措置を講ずること、(七)被災団体 の国民健康保険事業については国庫補 助金を交付すること、(八)被災中小企 業者に対する被災農業者に対する と同様災害救助法による融資の利子補 助法を改正し、たき出し等の給食限度 額を引き上げ、救出、発掘等に要した 経費をも補助対象とする外、被災者に 対する生業資金の貸付は年限の延長、 限度額の引上げ等実情に適するよう措 置すること、(十)地方気象台の整備拡 充を図ること等の実現を促進せられた いとの請願。
第八二五号 昭和三十三年二月十八 日受理	請願者 熊本市議会議長 兼坂 廣作君
第八二五号 昭和三十三年二月十八 日受理	紹介議員 林田 正治君 寺本 安次外八名
第八二五号 昭和三十三年二月十八 日受理	この請願の趣旨は、第八〇三号と同じである。
第八二五号 昭和三十三年二月十八 日受理	請願者 熊本市議会議長 兼坂 廣作君

寒法による事業発足以來の事業実施状況は、当初計画の一割程度の進ちよくにとどまつてゐる実情であるから、土地改良事業促進のために事業費の増額を図られたい。また、積雪地帯における団体營事業の補助率が低率であるとともに積寒法による採択団地基準面積が二十町歩以上であるため、事業促進の障害となつてゐるから、事業補助率を現行の二割ないし四割を五割に引き上げるとともに採択基準面積二十町歩を五町歩に引き下げるなどの請願。

のであるから、昨年六月一日現在の実態調査の設際の備が、ま數を少數かまにについては全面的に認められたい。もしこれが不可能の場合は普通座線の権利二かまを不足分の本かまの権利一かまに振り替えて認められるよう善処せられたいとの請願。

水産業協同組合役職員の給与は、一般産業あるいは市町村職員に比してきわめて低く、しかもその前途はわざかな厚生年金を除いては何らの保障がないため、労働意欲の減退、労働能率の低下、有為な人材の逃避等組合經營上の支障となつてゐるから、水産業協同組合においても役職員の共済制度を確立し国家的保護措置を講ぜられたいとの請願。

紹介議員 安井 謙君  
この講演の趣旨は、第八六四号と同じである。

五町歩に引き下げられたいとの請願。

第八四四号 昭和二十三年一月十九日受理  
請願 台風常襲地帯に対する特別立法措置の

第八六四号 昭和三十三年二月二十日受理

第八三八号 时有二十三年一月一日  
國有林野解放に関する請願

請願者 福岡県門司市議会議長 末松喜一外四名  
紹介議員 西田 隆男君

請  
願  
者  
東京都足立区橋戸町五  
〇中央卸売市場足立分  
市場内東京足立魚市場

わが国の山林の所有形態が北海道、東北地方のように国有林に偏在していることは、土地利用の産業に依存してい  
る両地方の発展を阻害することはなは  
だしいものがあるから、この際大幅に  
国有林を開放して地方産業の振興に寄  
与せしめると共に、集約利用を図り、  
地方労働の場を与えてもつて地方住民  
の生活安定と福祉の増進を圖られたい  
との諸願。

合風常磐地帶に対する特別立法措置の  
請願者 宮崎市議会議長 仁田  
脇議員 外六名  
紹介議員 平島 敏夫君 竹下  
豊次君  
この請願の趣旨は、第八〇三号と同じ  
である。

第八三九号 昭和三十三年二月十八日受理  
る請願 生糸座縫器械無免許かまの整備に關す

第八四六号 昭和三十三年二月十九日受理  
水産業協同組合役職員年金制度実現に  
關する請願

紹介議員 伊能 芳雄君

書  
類  
者  
島根縣松江市草町四  
七五六六島根縣漁業協  
同組合連合會長 青山  
新藏外四千百四十六名  
大谷藤之助君 小滝  
彬君 佐野 廣君

昭和三十三年三月五日印刷

昭和三十三年三月六日發行

第八号中正醫院

内 滝本恒由外三十一  
名 謙君 安井 謙君  
この講題の趣旨は、第八六四号と同じである。  
紹介講員  
第八号中正譲  
ベシ段 行 譲  
一四九二同  
五一三過程  
六一三まだ  
正 課程 また